（構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書）

第十七条の十四の二　法第二十条第二項の規定による交付は、第四号書式により行うものとする。

（工事監理報告書）

第十七条の十五　法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

（帳簿の備付け等及び図書の保存）

第二十一条　（略）

2・3　（略）

4　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書のうち次に掲げるものとする。

一　設計図書のうち次に掲げるもの

イ　配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図

ロ　当該設計が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物の設計である場合にあつては、当該構造計算に係る図書

ハ　当該設計が建築基準法施行令第四十六条第四項又は同令第四十七条第一項の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあつては当該各項の規定に、同令第八十条の二又は建築基準法施行規則第八条の三の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあつては当該各条の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものに、それぞれ適合することを確認できる図書（イ及びロに掲げるものを除く。）

二　工事監理報告書

5　（略）

（権限の委任）

第二十四条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　第一条の五第一項又は第二項の規定による免許の申請を受理すること。

七～十六　（略）

（構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書）

第十七条の十四の二　法第二十条第二項の規定による交付は、第四号の二書式により行うものとする。

（工事監理報告書）

第十七条の十五　法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

（帳簿の備付け等及び図書の保存）

第二十一条　（略）

2・3　（略）

4　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した設計図書のうち次に掲げるもの又は工事監理報告書で、法第三条から第三条の三までの規定により建築士でなければ作成することができないものとする。

一　配置図、各階平面図、二面以上の立面図及び二面以上の断面図

二　当該設計が建築基準法第六条第一項第二号又は第三号に係るものであるときは、前号に掲げるもののほか、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書

5　（略）

（権限の委任）

第二十四条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　第一条の四第一項の規定による免許の申請を受理すること。

七～十六　（略）